

[別紙]

様式1

42

事業報告書

(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 帖佐クリニック
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号
- (3) 設立認可年月日 平成 17年 3月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成 17年 3月 15日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	帖佐クリニック	鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 8月 11日 令和 3年度決算の決定
令和 4年 6月 30日 令和 5年度収支予算の決定

(3) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

該当なし

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人 帖佐クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号

財 産 目 録

(令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	199,871 千円
2. 負 債 額	89,800 千円
3. 純 資 産 額	110,071 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	111,412
B 固 定 資 産	88,459
C 資 産 合 計 (A+B)	199,871
D 負 債 合 計	89,800
E 純 資 産 (C-D)	110,071

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 帖佐クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	111,412	I 流 動 負 債	5,481
II 固 定 資 産	88,459	II 固 定 負 債	84,319
1 有 形 固 定 資 産	7,659	負 債 合 計	89,800
2 無 形 固 定 資 産	555	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	80,244	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	100,071
		純 資 産 合 計	110,071
資 産 合 計	199,871	負 債 ・ 純 資 産 合 計	199,871

法人名 医療法人 帖佐クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	134,005
2 事業費用	131,969
事業利益	2,035
II 事業外収益	742
III 事業外費用	105
経常利益	2,672
税引前当期純利益	2,672
法人税等	505
当期純利益	2,167

法人名 医療法人 帖佐クリニック

所在地 鹿児島県霧島市国分福島三丁目5番20号

※医療法人整理番号									

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃貸	賃借料の支払	8,472	地代家賃	0
役員			不動産の賃貸	賃借料の支払	1,368	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 帖佐クリニック
理事長 帖佐信行 殿

私は、医療法人帖佐クリニックの令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月10日

医療法人 帖佐クリニック
監事 押井啓一

